平成２９年（フ）第６３号
千葉県茂原市腰当1308番地１（地獎ハイツ203号）
債務者　林　　幸子
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第６４号
千葉県茂原市茂原1546番地１（ふじハイツ106号）
債務者　石渡　　博
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第９４号
富山県砺波市大門288番地、前住所沖縄県名護市字為又351番地１　パストラール４－Ｋ
債務者　土田　大輔
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１５８号
長野市大字長野西町1008番地　コーポウエスト１　301号室
債務者　金井　敏江
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６７号
長野市大字徳間3224番地　ハイムロジュマンＢ棟102号室
債務者　林　　秀樹
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７０号
長野市川中島町原667番地１　アバンサールミヤオ202
債務者　上村　貴雄
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２５４号
名古屋市南区元柴田東町３丁目29番地の１
早川メッキ工業㈱方
債務者　野村　和弘
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３７６号
兵庫県姫路市白鳥台１丁目18番18号
債務者　栗岡　裕幸
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３７８号
兵庫県相生市大島町７－10鈴東方、住民票上の住所大阪府大阪市港区八幡屋４丁目６番１－311号
債務者　有松　幸治
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４１６号
兵庫県赤穂市若草町96番地
債務者　福田　邦子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４２０号
兵庫県姫路市継276－13、住民票上の住所兵庫県姫路市東今宿６丁目６番35号　グリーンヒル今宿Ｂ棟102
債務者　谷口　　穣
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４２６号
兵庫県姫路市北今宿３丁目17番18－２号北今宿団地
債務者　中安　幸二
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４２７号
兵庫県姫路市北今宿３丁目17番18－２号北今宿団地
債務者　中安　敏子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１６号
和歌山県新宮市蓬莱２丁目４番26号
債務者　尾家　和好
1　決定年月日時　平成29年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２９年（フ）第１７号
和歌山県新宮市蓬莱２丁目４番26号
債務者　尾家　眞子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２９年（フ）第７５１号
広島市中区十日市町１丁目６番10－504号
サンシャイン十日市
債務者　宮迫　　大
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７７９号
広島市中区羽衣町11番16－302号
債務者　原田めぐみ
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
広島地方裁判所民事第４部